

施設における定期的検査（東京都集中的検査）へのご参加について

東京都では、感染者を早期に発見し、感染拡大・集団感染を防止するため、通所系・訪問系の高齢者施設や障害者施設、並びに幼稚園、小学校、保育所等の職員を対象に、集中的・定期的な検査を実施しています。

令和4年11月以降も引き続き、抗原定性検査による集中的・定期的検査を実施しますので、既にお申込みいただいている施設におかれましては、下記によりご活用ください。また、まだお申込みいただいている施設におかれましては、貴施設の感染拡大・集団感染防止のため、職員の方に対する集中的・定期的検査にご参加くださいますようお願いいたします。

【施設における集中的・定期的検査（東京都集中的検査）の概要】

■ 検査対象者
貴施設の職員の方

■ お申込期間
令和4年11月1日（火）10時から令和5年3月24日（金）18時まで

■ 申込方法
専用Webフォームからお申し込みください。
URL：<https://tokyo-infectiontest.jp/>



11月から申込URLが変更になりますので、ご注意ください

※初回ログイン時は、東京都から事前にお知らせしたID・パスワードが必要です。

※令和4年10月までにお申込みいただいていた施設につきましても、再度の「事業者登録」が必要になります。ご協力お願いいたします。

■ 検査方法

● 抗原定性検査キットにより、ご自身で検体を採取していただきます。

検査は、週2～3回程度実施してください。

● 貴施設において、検査実施管理者の設定についてご協力をお願いいたします。

※ 検査で使用する抗原定性検査キットは、体外診断用医薬品であり、その使用に当たっては、国のガイドラインに基づき、適切に実施していただくことが必要です。

■ その他

● 集中的・定期的検査を実施していただいている施設につきましても、濃厚接触者となった貴施設の職員の方が、待機期間の解除の判断のための検査（2日目と3日目）及び毎日の業務開始前に行う陰性確認のための検査についても、集中的・定期的検査として、抗原定性検査キットをご使用できます。

● 検査実施後、必ず実施検査件数のご報告をお願いいたします。